

事 務 連 絡

平成23年9月29日

各 

{	都 道 府 県	}	衛生主管部（局） 御中
	保健所設置市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

### 食品中の放射性物質の検査結果について

農畜水産物等の放射性物質検査については、平成23年4月4日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成23年8月4日）」に基づき、検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところです。

また、検査結果については、厚生労働省において都道府県等から報告された検査結果を集約し、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表を行っているところであり、引き続き対応方よろしく申し上げます。

今般、食品中の放射性物質の検査結果について、国民に対して分かりやすくかつ幅広く公表を行う観点から、検査結果の報告の留意点を下記のとおり取りまとめたので、10月3日分の報告より対応方よろしく申し上げます。

## 記

1. 食品中の放射性物質検査を実施した際には、厚生労働省食品安全部監視安全課へ速やかに報告すること。特に暫定規制値を超過している場合には、検査結果が判明した時点で一報を入れること。
2. 検査結果の報告には、別添の報告様式を用いること。また、プレス発表している場合にはプレス発表資料も添付すること。
3. 検査結果について、放射性物質が不検出、または定量下限値未満であった場合には、検査結果欄に「< (検出下限)」を記載すること。  
なお、検出下限については測定時に得られる検出下限値を記載すること。
4. 平成23年9月7日付け事務連絡「牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」（以下「事務連絡」という。）に基づき、各地方自治体がスクリーニング法により牛肉の検査を行った場合についても報告すること。  
なお、この際の検出限界については事務連絡に定められた測定下限値（50Bq/kg）を記載すること。



# 記入例

**食品の放射性物質検査について**

NO	報告自治体	実施主体		産地		非流通品 /流通品	備考	食品 カテゴリ	品目	検査機関	検査法 (Ge/Nal)	採取日 (購入日)	結果 判明日	結果(Bq/kg)		
		主体	部局	都道府県	市町村									ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1	〇〇県	〇〇県	衛生部局	〇〇県	〇〇市	流通品	—	野菜類	ホウレンソウ	〇〇検査機関	Ge	H23.10.1	H23.10.2	< 5	< 5	< 5
2	〇〇県	〇〇県	農政部局	〇〇県	〇〇市	非流通品	全頭検査	肉・卵	牛肉	〇〇検査機関	Nal	H23.10.1	H23.10.2	-	< 25	< 25
3	〇〇県	〇〇県	農政部局	〇〇県	〇〇市	非流通品	CS	乳・乳製品	原乳	〇〇検査機関	Ge	H23.10.1	H23.10.2	< 10	< 10	
4	〇〇県	〇〇漁業協 同組合	—	〇〇県	〇〇市	非流通品	〇〇沖	水産物	カツオ	〇〇検査機関	Ge	H23.10.1	H23.10.2	< 10	30	30

**【市町村】**  
市町村欄には、市町村名のみ記載。  
河川名や海域などの情報は備考欄に記載すること。また、米の検査等で旧市町村名を記載する際にも備考欄に記載。

**【食品カテゴリ】**  
食品カテゴリは、「野菜類」、「水産物」、「乳・乳製品」、「肉・卵」、「穀類」、「その他」のいずれかを記載。

**【検査機関】**  
「〇〇県衛生研究所」のように県名まで記載すること。

**【結果】**  
不検出または定量下限未満の値の際には、「<〇(定量下限値)」を記載。  
セシウム-134及びセシウム-137の合計で検査結果を出している場合は、その値をセシウム-134の欄に記載。

**【備考】**  
備考欄には、「全頭検査」、「汚染稲ワラ関連牛」、「CS」、「〇〇沖」、「〇〇川」など、備考欄以外には記載できない情報を記載。

**【品目】**  
「野菜類」、「水産物」の場合はカタカナで入力。

**【検査法】**  
ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の場合には「Ge」、牛肉の全頭検査等でNal(Tl)シンチレーションスペクトロメータやNal(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いた場合には「Nal」を記載。